

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	藤井 碧
論文題目	バイリンガル教育から統合的教授法へーフランス語圏スイス、ヌーシャテルにおける言語教育政策の決定と実施		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文では、公立学校におけるバイリンガル教育政策の決定と実施について、政策・行政の観点から論じる。これまでバイリンガル教育は、教科科目と言語科目を統合するという革新性や、教室内での学習活動の方法論に関心が集まってきた。一方で、このバイリンガル教育が行われる背景には、政策的な議論や、行政面の制度整備があり、このメカニズムは明らかにされていない。そこで本論文では、公立学校での早期バイリンガル教育を新たに導入したフランス語圏スイスのヌーシャテルを研究対象として、このプロジェクトが決定・実施される過程を解明する。</p> <p>本論文は5部からなる。第1部では、問題の所在と本論文の視座を論じる。バイリンガル教育は、2つ以上の言語を使う教授法と定義され、その実施形態や、背景にある政策目標はさまざまである。近年この教授法は、言語能力と教科学力の統合的な能力の育成を可能にするとして、とくにスイスで研究が発展している。一方、この教授法の実践を支える制度や政策過程については、研究の余地があることを論じる。そこで本論文は、バイリンガル教育を必要とする社会的なコンテキストと、この教授法の実践に関する政策的なメカニズムの解明を目標に設定する。そして、バイリンガル教育を「ある社会問題を解決するための手段」と捉え、公共政策論のアプローチを援用する有用性を論じる。</p> <p>第2部では、スイスまたフランス語圏スイスにおける言語教育政策の特徴を論じる。まずスイスの多言語主義と言語教育政策を紹介する。スイスでは、4つの国語と外国籍者の話す外国語があり、憲法に多言語主義が掲げられている。教育においては、異なる地域の公用語(=第2国語)を必修としており、バイリンガル教育が推奨されている。しかし、これまでバイリンガル教育は、言語境界付近や後期中等教育以上の課程、また私立学校で実施されており、フランス語またドイツ語のみを話す地域での拡大が課題とされている。</p> <p>次に、フランス語圏スイスにおけるドイツ語の言語的・社会的な特徴を示す。ドイツ語はスイス全体で見ると多数派の言語であり、言語学的には多様な変種の総称である。一方、フランス語圏においては、ドイツ語は少数派の言語であると同時に、ドイツ語教育においてスイスのドイツ語の多様性は十分に考慮されていない。また、フランス語圏においては、ドイツ語やドイツ語学習に対して否定的なイメージがある一方で、市場価値の高さが認識されている。以上のコンテキストをふまえると、バイリンガル教育によってドイツ語教育を強化しようとする、ヌーシャテルのプロジェクトの独自性と先進性が明らかになる。</p> <p>第3部では、研究対象とする早期ドイツ語バイリンガル教育プロジェクト (PRIMA) の特徴と成立過程を論じる。まず、PRIMAを導入したヌーシャテルの教育行政の特徴として、地域主義</p>			

と、アクターの多様性を確認する。また、PRIMAの教授法的な特徴として、早期かつ部分的イマージョンの形態をとり、統合的アプローチが入り込みやすいことを論じる。そして、複数の統計データを用いて、PRIMAによるバイリンガル教育が、ヌーシャテル全体では拡大している一方で、地域差が大きく、アクセス格差も生じていることを指摘する。

次に、PRIMAの成立過程を経時的に紹介する。そして、このプロジェクトは多様なアクターによる交渉の結果であること、すなわち、参事会での政治家の働きかけや、行政府による調整業務の産物であることを論じる。そして、PRIMAが、公共政策としての特徴をもち、政策過程論による分析の対象として妥当であると結論する。

第4部では、PRIMAの決定・実施における政策メカニズムを分析する。前半では、政策過程論のうち、政治家の価値観や問題意識に着目する「アイディア政治論」を援用し政策文書を分析する。分析の結果、ドイツ語教育の改革が提案された背景には、政治家が「ドイツ語は市場価値が高い」などという概念を共有し、「現状のドイツ語教育は不足している」といった問題意識をもっていたことを明らかにする。また、具体策の検討の段階では、「イマージョン教育は効果的」という認識が、政治家と行政官(主に教育大臣)の間で一致していたことを示す。また、これらの議論をとりまく制度面からは、大臣の交代、実験的プロジェクトの拡大、また再度の政治家からの圧力などの要因が、バイリンガル教育の決定を進めたことを示す。

後半部分では、PRIMAの実施にかかわる、教育局の行政官、学区長、教員養成者、教員といったアクターの考えと経験をインタビューにより分析する。結果、バイリンガル教育の実施形態に地域差が発生している背景として、学区長の信念や、他のアクターとの交渉のメカニズムが大きく影響していることを明らかにする。また、PRIMAが地域差を生じうるプロジェクトだという現状が、当該学区ではバイリンガル教育を実施しない、という学区長の決定につながっていることを示す。

第5部では、本論文で得られた知見をまとめ、ヌーシャテルにおける言語教育政策において、いかに社会的なコンテキストと政治的なメカニズムが機能しているかを論じる。そして、ある教授法の決定、実施には、教授法的な観点のみならず、行政のシステムや政策過程の観点からも議論することが重要だと結論する。本論文は、他国における言語教育政策を、その社会的コンテキストと政治的メカニズムに注目して分析した点で、先行研究にないさまざまな知見を明らかにするものと思われる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文はスイスにおけるバイリンガル教育政策の策定過程を主題化し、バイリンガル教育が二言語の能力を高めるといった言語教育上の効果に関わるだけではなく、多言語国家スイスの社会問題を解決する施策であることを解明する論文である。スイスがドイツ語、フランス語、イタリア語、ロマンシュ語を公用語とする多言語国家であることは知られているが、これらの言語をめぐる教育政策や教授法についてはほとんど知られていない。ドイツ語圏スイスの言語事情については高橋(2010)が部分的に解明したものの、本研究はフランス語圏スイスの言語教育について日本における研究の端緒を開くものであり、その先駆性は高い評価に値する。

日本でバイリンガル教育と言えば、カナダの英仏バイリンガル教育を成功した模範的事例として紹介することが多く、これをモデルとして日本の外国語教育を再考すべきとの論調も存在する。しかしながら言語教育の実践は、教育の実施されている国や地域といったマクロレベルの社会的政治的文脈と不可分であるにもかかわらず、これまでの日本における外国語教育研究は教室での教授法といったミクロな課題のみに焦点を当てる傾向が強く、教授法の創出された社会的文脈を考慮に入れる研究は少なかつた。教授法の妥当性や効果を検証するにはミクロな視点だけではなく、マクロの視点を欠いてはならない。本研究はスイスのヌーシャテルにおけるドイツ語とのバイリンガル教育を論じるにあたり、教授法だけに注目するのではなく、むしろその先端的な教授法が創出された社会的文脈や課題に注目し、マクロの観点からバイリンガル教育の根拠に迫る。

多言語国家スイスは教育の権限を連邦政府ではなく26のカントン(州)政府に定めている。公用語はカントンによって異なるもので、ドイツ語、フランス語、イタリア語をそれぞれ教育言語とするカントンでは、異なる第二言語の学習を実施している。そのなかでフランス語を教育言語とするヌーシャテルではドイツ語とのバイリンガル教育を重視し、ドイツ語を教えるだけではなく、教科教育の一部をドイツ語で行う教育を進めている。ここでのドイツ語はスイス・ドイツ語ではなく、ドイツで使用されている標準ドイツ語が教えられているにもかかわらず、あくまでもスイス国内のドイツ語圏で使用されている言語と考えられている。第一言語の異なるスイス人がコミュニケーションを取る場合に、英語などの外国語ではなく、いずれかの第二言語で意思伝達を行うことがスイス人としての国民の一体性を創出するもので、このような観点から英語にも増して、第二言語教育の意義が訴えられている。しかし近年では、グローバル化の拡大とともに英語の経済的価値が第二言語に勝るようになっているのも事実である。

そして本研究はスイスが多言語国家としての統合や結束性を強めることを狙って言

語教育政策を策定し、実施する過程を政策文書や関係者への聞き取り調査に基づき分析を進め、解明を試みている。これは言語教育の教授法に関わる直接の研究ではなく、バイリンガル教育の成立要件を公共政策の視座から分析するものであり、このような研究の視座はこれまでの日本の外国語教育研究に乏しく、この点をとっても本研究が日本の外国語教育研究に大きな貢献をもたらすことが予想される。

この一方で本研究はフランス語圏スイスの言語教育政策の形成プロセスを論じる一方で、ドイツ語圏スイスにおける言語教育政策に関する考察は少なく、バランスを欠くとの指摘もある。実際のところ、ドイツ語圏スイスでは第二国語としてのフランス語よりも外国語としての英語教育に力点が置かれている。フランス語圏スイスにおけるドイツ語は経済力の観点から優位な地位を得ている一方で、ドイツ語圏スイスでは第二国語としてのフランス語ではなく、外国語である英語が経済力に結びつくと考えられており、スイス国内においても第二国語教育をめぐる姿勢は対照的である。これらの対照的な言語教育の地位についての考察などは本論文がスイスの言語教育政策をより総合的に論ずる上で欠かせない要件であったとも考えられる。今後の研究に期待したい。

このように本論文にはさらなる改善の余地や補足、また修正箇所はあるものの、研究の先駆性や外国語教育研究への大きな貢献や示唆を認めることができるもので、すぐれた評価に値する。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年4月8日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降